

# ○豊中市景観配慮指針

沿革 平成 12.4.1 策定  
平成 21.4.1 改定  
平成 26.4.1 改定

## 1. 建築物・工作物・開発行為・広告物の共通配慮指針

### (1) 景観特性を把握し、理解する

建築物等を建てようとしている敷地の周辺に、どのような景観の特性があるのか、地形の特徴、地域の成り立ち、地域の景観資源等を把握する。

### (2) 敷地や建築物等の見え方に留意する

遠くから見た場合や近くから見た場合に、敷地がどのように見えるのかを確認し、景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

| 景観配慮項目   | 景観配慮内容  |
|--|---|
| ①遠景としての見え方<br>〔高い位置や離れた場所から建築物等をシルエットとして捉える場合〕 | ○オープンスペースをできるだけまとめてとる等、周辺と連続させる。<br>○屋根の色調・形態、屋上工作物等は、高い位置からの視線も意識し目立たないようにする。<br>○輪郭線に関わる建築物等の高さや外壁・屋根の形態は、間近で見た場合だけでなく、周囲の建築物を含むシルエットとしてみた場合も考慮した意匠にする。<br>○屋上広告を掲出しないことを基本として、掲出する場合は眺望やスカイラインを乱さないよう配慮する。 |
| ②中景としての見え方<br>〔通りに沿ったまちなみとして捉える場合〕             | ○周囲から逸脱したスケール感を持つ大規模な建築物等は避け、必要に応じて壁面の位置を後退させたり、分割することによって周囲になじませる。<br>○垂直性、水平性を組み合わせて、リズムや連続感を出す等、単調さを和らげる。<br>○壁面位置の後退によってオープンスペースをつくり出す等、周辺のまちなみに合わせて空間にゆとりを感じさせる工夫をする。                                    |
| ③近景としての見え方<br>〔すぐ近くから単体として捉える場合〕               | ○親しみのある空間づくりを心がける。<br>○雑然としがちなのは隠すか目立たせない工夫をする。   |

(3) 地域性（まちなみ）に留意する

建築物等を建てようとしている敷地がどのまちなみ類型にあてはまるかを考え、各類型に示す景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

| まちなみ類型  | 景観配慮内容  |
|---|---|
| <p>1 住居系のまちなみ</p> <p>①戸建住宅中心のまちなみ<br/>〔地域ごとの特徴を有した戸建住宅地のまちなみ〕</p> <p>②集合住宅中心のまちなみ<br/>〔住棟の群が作り出す集合住宅地のまちなみ〕</p> | <p>○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。</p> <p>○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。</p> <p>○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。</p> <p>○建築物の形態、外壁や屋根の色彩、外構、ファサードの様式等、まちなみのまとまりをもたらしている要素を把握し、意匠に取り入れる。</p> <p>○建築物の高さ、外壁の意匠等を周囲の建築物になじませる工夫をする。</p> <p>○通りに面するオープンスペースの位置を考慮し、連続性やまとまりを持たせる。</p>   |
| <p>2 商業系のまちなみ</p> <p>①商業施設中心のまちなみ<br/>〔多くの人が集まり地域の顔となるまちなみ〕</p> <p>②幹線道路沿いのまちなみ<br/>〔自動車で通過する人々にも印象の残るまちなみ〕</p> | <p>○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。</p> <p>○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。</p> <p>○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。</p> <p>○明るくにぎわいを感じる空間をつくる。</p> <p>○まちなみの連続性に配慮しながら、道路面の敷際には人の流れやたまりをつくる。</p> <p>○駅前広場等の公共空間の意匠との調和を図り、まちなみにまとまりを持たせる。</p> <p>○建築物のスカイラインや壁面の位置、外壁の色彩等を周囲の建築物と調和した意匠にする。</p> <p>○自動車で通過する人の視線だけでなく、道路沿いの歩行者からの見え方にも十分に配慮する。</p> <p>○道路面の敷際には人の流れやたまりをつくる。</p> |
| <p>3 工業系のまちなみ</p> <p>①工場・倉庫中心のまちなみ<br/>〔無機質な印象を与えずいまちなみ〕</p>  | <p>○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。</p> <p>○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。</p> <p>○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。</p> <p>○道路面の敷際を植栽によりみどり豊かな景観にする等、単調で無表情にならない意匠や素材の工夫をする。</p>   |

## 2. 建築物・工作物・開発行為・広告物の個別配慮指針

### (1) 建築物

建築物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考として景観に配慮した計画・設計を進める。

| 景観配慮項目  | 景観配慮内容  |
|---|---|
| ①屋根<br>〔シルエットをつくる重要な要素になる〕                              | <p>○周囲の建築物等と形態や色彩、素材等を調和させる。</p> <p>○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>明度 6 以下、彩度 4 以下を基本とする。</p> <p>ただし、良好な景観を形成していく上で、より有効と考えられる場合は、次の範囲とする。《有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP) は明度 8 以下、彩度 6 以下、無彩色 (N) は明度 8 以下。》</p> </div> <p>※1：色彩の数値表示は、日本工業規格 (JIS) に基づく色彩の表示方法 (マンセル表色系) による。</p>  |
| ②外壁<br>〔外壁や開口部の意匠によってまちなみの表情が決まる〕                       | <p>○周囲の建築物等と壁面の位置や高さ、色彩、素材等を調和させる。</p> <p>○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>明度 6 以上 8 以下、彩度 1.5 以下を基本とする。</p> <p>ただし、良好な景観を形成していく上で、より有効と考えられる場合は、次の範囲とする。《有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP) は明度 4 以上 9 以下、彩度 4 以下、無彩色 (N) は明度 6 以上 9.5 以下。》</p> </div> <p>※1：色彩の数値表示は、日本工業規格 (JIS) に基づく色彩の表示方法 (マンセル表色系) による。</p> <p>※2：着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。</p> <p>※3：見付面積 (張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積) の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p> |
| ③バルコニー・テラス<br>〔外壁を飾る要素になる〕                              | <p>○洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、吊金物の位置や構造を工夫する。</p>  |
| ④屋外階段・エレベーター<br>〔目立つ意匠等はまちなみを乱す要素になりやすい〕                | <p>○建築物と一体的な意匠を施す等、建築物と調和させる。</p>   |
| ⑤屋上設備・屋上工作物<br>〔俯瞰景やシルエットを乱す要素になりやすい〕                   | <p>○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えないように設置する。</p> <p>○屋上工作物を極力減らし、すっきりとした外観にする。</p>   |
| ⑥広告物 (建築物に付随する広告物)<br>〔目立つだけのもの等はまちなみを乱す要素になりやすい〕       | <p>○建築物との一体化を図る、建築物の外壁と調和する地色にする等、建築物や周辺と調和させる。</p> <p>○壁面や屋上、まちかど等目立つ場所では特に意匠に配慮する。</p>  |
| ⑦外構 (門・塀・玄関・アプローチ・生垣・フェンス 等)<br>〔視界に入りやすく、まちなみの印象を左右する〕 | <p>○開放的な意匠や、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。</p> <p>○花やみどりを取り入れる等、彩りや潤いを高める。</p> <p>○アプローチの舗装は建築物や道路と調和した意匠にする。</p> <p>○建築物や周囲との調和やつながりに配慮し、まとまりを持たせる。</p>   |

| 景観配慮項目   | 景観配慮内容   |
|--|--|
| ⑧擁壁<br>〔圧迫感を与えたり、単調になりやすい〕                     | ○法面にする、緑化を施す、周囲のものとそろえた素材を用いる等、周辺と調和させる。<br>○意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。   |
| ⑨植栽<br>〔潤いや和らぎ等を与える要素になる〕                      | ○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。<br>○既存の植栽を取り込む等、みどり豊かな景観にする。   |
| ⑩舗装（アプローチ・駐車場・駐輪場以外の舗装）<br>〔境界を示したり、統一感を与えられる〕 | ○建築物や周辺の道路等と色彩や素材をそろえる等、周辺と調和させる。<br>○自然素材を用いる、意匠を工夫する等、路面を演出する。   |
| ⑪屋外設備・ごみ置き場等<br>〔くらしを支える設備であるが、人目につかないことが重要〕   | ○安全上支障がない限り、建築物と一体的な意匠を施す等、建築物等と調和させる。   |
| ⑫駐車場・駐輪場<br>〔おざりな意匠はまちなみを乱す〕                   | ○見通し等の安全性を確保した上で、建築物の配置の工夫や生垣で囲う等、自動車や自転車が通りから目立たないようにする。<br>○出入り口やシャッターの意匠に配慮し、建築物等と調和させる。<br>○路面の意匠の工夫や緑化ブロックを用いる等、無機質な印象を和らげる。<br>○立体駐車場等の設備の見え方にも配慮し、安全性を確保しながらも建築物と一体的な意匠にする。 |

## (2) 工作物

工作物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

| 景観配慮内容  |
|---|
| ○周囲との調和に配慮し、突出するような状態を避け、違和感を与えない意匠にする。<br>○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。<br>○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。 |

## (3) 開発行為

開発行為について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

| 景観配慮項目                              | 景観配慮内容   |
|-------------------------------------|--|
| ①擁壁<br>〔圧迫感を与えたり、単調になりやすい〕          | ○法面にする、緑化を施す、周囲のものとそろえた素材を用いる等、周辺と調和させる。<br>○意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。 |
| ②植栽<br>〔潤いを生み出す要素になる〕               | ○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。<br>○既存の植栽を取り込む等、みどり豊かな景観にする。                 |
| ③舗装<br>〔まちなみの基盤となる〕                 | ○建築物や周辺の道路等と色彩や素材をそろえる等、周辺と調和させる。  |
| ④電柱・電線類<br>〔必要なものであるが、人目につかないことが重要〕 | ○電柱・電線類は目立たない位置に設置する等、見通しの良い通りとなるよう努める。                                  |

#### (4) 広告物

広告物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

| 景観配慮項目                                     | 景観配慮内容                                |
|--|---------------------------------------|
| ①大きさ<br>〔大きすぎると、威圧感を与えやすい〕                 | ○周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。                 |
| ②掲出位置<br>〔建築物等の意匠とのバランスを損なったり、通行の妨げとなりやすい〕 | ○建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。           |
| ③形態<br>〔建築物等の意匠との不調和はまちなみを乱しやすい〕           | ○掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。                |
| ④素材<br>〔長期間の掲出に耐えうる事ができる素材にすることが重要〕        | ○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。                   |
| ⑤色彩<br>〔鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすい〕         | ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。 |
| ⑥数量<br>〔過大な掲出はまちなみを乱しやすい〕                  | ○広告物の整理をはかり、集合化する。                    |
| ⑦表示内容・表現方法<br>〔乱雑な表示等は不快感を与えやすい〕           | ○すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。        |
| ⑧支持柱・照明器具等<br>〔付属物が目立つとまちなみを乱しやすい〕         | ○支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。         |
| ⑨照明方法<br>〔過度な照明は夜間景観を乱しやすい〕                | ○周囲に悪影響を与えない照明方法にする。                  |